

総行行第192号  
令和3年6月4日

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

### 職場における積極的な検査等の実施について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年5月28日変更）。以下「基本的対処方針」という。）において、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、」「職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされたところです。

このため、厚生労働省及び内閣官房において、職場における抗原検査簡易キット等を活用した積極的な検査等を実施する際の実施手順を別添のとおり取りまとめましたので、貴会におかれましても別添の実施手順を参考にして積極的に検査等を実施いただくとともに、法人を含めた会員や各都道府県行政書士会への周知をお願いいたします。

特に、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）や従業員同士が寝食等の場を共有する場で生活する環境など、従業員同士等の濃厚接触が生じやすい環境にあり、クラスターの発生が懸念される職場に関しては、積極的な御対応をお願いいたします。